

四半期報告書

(第6期第1四半期) 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

三井住友建設株式会社

(E00085)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	6
第4 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月11日

【四半期会計期間】 第6期 第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

【会社名】 三井住友建設株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 五十嵐 久也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

【電話番号】 03(5332)7212

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 修一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

【電話番号】 03(5332)7212

【事務連絡者氏名】 経理部長 橋 修一

【縦覧に供する場所】 三井住友建設株式会社 東関東支店
(千葉県美浜区中瀬二丁目6番地)
三井住友建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区尾上町四丁目58番地)
三井住友建設株式会社 中部支店
(名古屋市中区栄四丁目3番26号)
三井住友建設株式会社 大阪支店
(大阪府中央区北浜四丁目7番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 6 期 当第 1 四半期連結 累計 (会計) 期間	第 5 期
会計期間		自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月 30 日	自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月 31 日
売上高	(百万円)	77,404	499,989
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△3,618	1,476
四半期(当期)純損失(△)	(百万円)	△3,497	△2,646
純資産額	(百万円)	19,693	23,270
総資産額	(百万円)	270,614	337,893
1株当たり純資産額	(円)	△54.03	△41.87
1株当たり四半期(当期) 純損失(△)	(円)	△12.90	△13.19
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	(注) 3 —	(注) 3 —
自己資本比率	(%)	6.5	6.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,940	△15,482
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	577	△810
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△17,334	12,838
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	17,623	26,508
従業員数	(人)	4,705	4,621

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	4,705 [742]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	3,376 [430]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) (百万円)
建設部門	55,340
その他の部門	9
合計	55,349

(2) 売上実績

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) (百万円)
建設部門	77,179
その他の部門	225
合計	77,404

- (注) 1 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していません。
2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はありません。

(3) 売上にかかる季節的変動について

建設事業においては、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動があります。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりです。

受注工事高及び完成工事高の状況

受注工事高、完成工事高、繰越工事高

期別	区分	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越 工事高 (百万円)
当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	土木工事	121,233	11,754	132,987	19,911	113,075
	建築工事	252,110	28,880	280,990	44,663	236,327
	計	373,343	40,634	413,978	64,575	349,402
前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	土木工事	137,752	90,776	228,529	107,296	121,233
	建築工事	296,763	271,332	568,096	315,985	252,110
	計	434,516	362,109	796,625	423,282	373,343

- (注) 1 前事業年度以前に受注したもので、契約の変更により工事価格に変更あるものについては、期中受注工事高にその増減額を含みます。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれます。
2 期末繰越工事高は(期首繰越工事高+期中受注工事高-期中完成工事高)です。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

建設業の収益面につきましては、通常の営業形態として、工事の完成引渡しは下半期特に第4四半期に偏るという季節的変動要因があるため、第1四半期の経営成績は、全般的に通期の業績予想に対し進捗率が低くなる傾向があります。

このような状況下、当第1四半期の連結業績は、売上高774億円、経常損失36億円、四半期純損失35億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、主に工事代金回収等により営業活動によるキャッシュ・フローは79億円の資金の増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払出しによる収入及び貸付金の回収等により6億円の資金の増加となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、主に短期借入金の返済を行った結果、173億円の資金の減少となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の四半期末残高は176億円となっています。

(3) 研究開発活動

当社グループでは、技術の信頼、受注の拡大、利益の向上を目指して、顧客ニーズに応える技術開発をタイムリーに推進することを基本方針とし、技術開発に積極的に取り組んでいます。

なお、当第1四半期連結会計期間における研究開発費は298百万円です。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営成績の現状と見直し

当第1四半期における国内建設市場は、改正建築基準法施行の影響が薄れ、公共工事においては急激な原材料費の高騰に対して単品スライド条項適用の動きが広まりつつあるなど一部に好転のきざしが見え始めています。しかしながら、依然として市場の縮減傾向は続き、企業収益の減少、物価の上昇を背景に景気の先行きは不透明さを増していることから、今後も極めて厳しい環境が続くことが予想されます。

このような状況下、当社グループは本年5月に中期経営計画を策定し、当該計画期間中を「構造改革の3ヵ年」と位置付け、企業競争力の強化と経営の効率化に鋭意取り組んでいます。また、当社グループの主な事業である建設事業では、いたずらに量を追うことなく良質な工事の獲得に注力しており、適正規模のもと個別工事案件の取り組み方針を見極め、全社一丸となって利益の確保に努めています。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

建設業界を取り巻く環境は、ここ数年で劇的な変化を遂げ、かつてない競争の時代を迎えています。国内市場は総じて縮減傾向にあるため受注獲得のためのコスト競争が続き、エンドユーザーの品質への関心の高まりと相まって、市場における競争力の企業間格差は鮮明になると予想されます。

これらの状況を踏まえて、当社グループでは“高品質商品の提供”を経営の中核に据え、10年後には「質的なトップゼネコン」になるという長期経営目標を掲げ、技術に裏づけられた「信頼の三井住友建設ブランド」の早期確立を目指してまいります。そのためのファーストフェーズとして本年5月に中期経営計画を策定し、「構造改革の3ヵ年」と位置付け、市場環境に左右されない強固な収益基盤の構築に取り組んでまいります。

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税及び地方消費税抜きの金額で表示しています。また、本文中の億円単位の表示は単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切捨てにより表示しています。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,669,464,970
第一回優先株式	2,000,000
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回A種優先株式	394,644
第三回B種優先株式	8,000,000
第三回C種優先株式	6,000,000
第三回D種優先株式	6,000,000
計	2,696,359,614

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	271,731,180	271,731,180	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1、2、7
第一回優先株式	870,000	870,000	—	(注)3、7
第二回A種優先株式	4,500,000	4,500,000	—	(注)4
第三回C種優先株式	5,868,700	5,868,700	—	(注)5、7
第三回D種優先株式	6,000,000	6,000,000	—	(注)6
計	288,969,880	288,969,880	—	—

(注) 1 大阪証券取引所市場第一部に上場していましたが、平成20年3月27日に上場廃止の申請を行い、平成20年5月5日に上場廃止となっています。

2 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

3 第一回優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき500円

(2) 優先配当金

イ. 第一回優先配当金の計算

1株につき第一回優先株式の払込金相当額(500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第一回優先配当金が1株につき20円を超える場合は、20円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成15年10月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成34年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

平成24年3月31日以前 第一回配当年率=日本円 TIBOR(6ヶ月物)+0.5%

平成24年4月1日以降 第一回配当年率=日本円 TIBOR (6ヶ月物) +1.0%

なお、「年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降平成34年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第一回優先株主に対しては、第一回優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第一回優先株主に対して支払われる第一回優先配当金の額が上記イ. の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成19年10月1日から平成34年8月25日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

合併、株式併合及び時価を下回る価格での新株発行による調整後の当初取得価額は、普通株式1株当たり174円10銭とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成33年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌年の取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとします。但し、当該時価が当初取得価額の80%の額（以下下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とします。また、当該時価が、当初取得価額の200%の額（以下上限取得価額という。）を上回るときは、修正後取得価額は上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第一回優先株式の強制取得条項

平成34年8月25日までに取得請求のなかった第一回優先株式は、平成34年8月26日の後の取締役会で定める遅くとも平成34年9月30日までの日をもって、第一回優先株式1株の払込金相当額を平成34年8月26日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が下限取得価額を下回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、上限取得価額を上回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第一回優先株式には、当社株主総会における議決権がありません。

4 第二回A種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき500円

(2) 優先配当金

イ. 第二回A種優先配当金の計算

1株につき第二回A種優先株式の払込金相当額（500円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第二回A種優先配当金が1株につき50円を超える場合は、50円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成15年10月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成31年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第二回A種配当年率=日本円 TIBOR (6ヶ月物) +1.0%

なお、「年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降平成31年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第二回A種優先株主に対しては、第二回A種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第二回A種優先株主に対して支払われる第二回A種優先配当金の額が上記イ. の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成21年4月1日から平成31年8月26日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

株式併合及び時価を下回る価格での新株発行による調整後の当初取得価額は、普通株式1株当たり255円

70銭とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成22年4月1日以降平成31年4月1日までの毎年4月1日（以下それぞれ第二回A種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、取得価額は当該第二回A種取得価額修正日以降翌年の第二回A種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとします。但し、当該時価が当初取得価額の60%の額（以下第二回A種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第二回A種下限取得価額とします。また、当該時価が、当初取得価額の150%の額（以下第二回A種上限取得価額という。）を上回るときは、修正後取得価額は第二回A種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第二回A種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第二回A種優先株式の強制取得条項

平成31年8月26日までに取得請求のなかった第二回A種優先株式は、平成31年8月27日の後の取締役会で定める遅くとも平成31年9月30日までの日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を平成31年8月27日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合、当該平均値が第二回A種下限取得価額を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第二回A種上限取得価額を上回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を第二回A種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第二回A種優先株式には、当社株主総会における議決権がありません。

5 第三回C種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回C種優先配当金の計算

1株につき第三回C種優先株式の発行価額（2,500円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回C種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成29年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回C種配当年率＝日本円 TIBOR（6ヶ月物）＋2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成29年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回C種優先株主に対しては、第三回C種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回C種優先株主に対して支払われる第三回C種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成19年10月1日から平成29年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降、平成28年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ第三回C種取得価額修正日という。）における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回C種取得価額修正日以降、翌年の第三回C種取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円（以下第三回C種下限取得価額という。）を下回るときは、修正後取得価額は第三回C種下限取得価額とします。また、当該時価が165円（以下第三回C種上限取得価額という。）を上回るときは、修正後取得価額は第三回C種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回C種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回C種優先株式の強制取得条項

平成29年9月30日までに取得請求のなかった第三回C種優先株式は、平成29年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成29年11月30日までの日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を平成29年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回C種下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回C種上限取得価額を上回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を第三回C種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回C種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

6 第三回D種優先株式の概要は以下のとおりです。

(1) 払込金相当額とみなす額

1株につき2,500円

(2) 優先配当金

イ. 第三回D種優先配当金の計算

1株につき第三回D種優先株式の発行価額(2,500円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とします。計算の結果、第三回D種優先配当金が1株につき250円を超える場合は、250円とします。但し、当該事業年度において、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とします。

平成17年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度及び平成30年4月1日に始まる事業年度について、下記算式により計算される年率とします。

第三回D種配当年率＝日本円 TIBOR(6ヶ月物)＋2.0%

なお、「年率修正日」は、平成18年4月1日及び、以降平成30年4月1日までの毎年4月1日とします。

ロ. 非参加型

第三回D種優先株主に対しては、第三回D種優先配当金または優先中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行いません。

ハ. 非累積型

ある事業年度において第三回D種優先株主に対して支払われる第三回D種優先配当金の額が上記イ.の計算の結果算出される金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しません。

(3) 普通株式を対価とする取得請求期間

平成20年10月1日から平成30年9月30日までとします。

(4) 普通株式を対価とする当初取得価額

当初取得価額は、普通株式1株当たり110円とします。

(5) 普通株式を対価とする取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降、平成29年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ第三回D種取得価額修正日という。)における時価に修正されるものとし、当該取得価額は、当該第三回D種取得価額修正日以降、翌年の第三回D種取得価額修正日の前日(または取得請求期間の終了日)まで適用されるものとします。但し、当該時価が55円(以下第三回D種下限取得価額という。)を下回るときは、修正後取得価額は第三回D種下限取得価額とします。また、当該時価が165円(以下第三回D種上限取得価額という。)を上回るときは、修正後取得価額は第三回D種上限取得価額とします。

上記「時価」とは、当該第三回D種取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とします。

(6) 普通株式を対価とする取得価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には取得価額を調整します。

(7) 第三回D種優先株式の強制取得条項

平成30年9月30日までに取得請求のなかった第三回D種優先株式は、平成30年10月1日の後の取締役会で定める遅くとも平成30年11月30日までの日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を平成30年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。この場合当該平均値が第三回D種下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種下限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。また、当該平均値が、第三回D種上限取得価額を上回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を第三回D種上限取得価額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得します。

(8) 議決権

第三回D種優先株主は、当社株主総会において議決権を有しています。

7 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日以降の優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使による増減は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	488	288,969	—	16,859	—	—

(注) 発行済株式総数の増加は、第一回優先株式の普通株式を対価とする取得請求権行使による増加488千株によるものです。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 870,000	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
	第二回A種優先株式 4,500,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 377,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 269,443,700	2,693,664	同上
	第三回C種優先株式 5,868,700	58,687	(1)株式の総数等②発行済株式参照
	第三回D種優先株式 6,000,000	60,000	
単元未満株式	普通株式 1,421,756	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	288,481,656	—	
総株主の議決権	—	2,812,351	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式76,700株及び株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式600株が含まれています。なお、議決権の数には当該株式77,300株に係る議決権773個を含めていません。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式98株、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式30株及び証券保管振替機構名義の株式90株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友建設株式会社	東京都新宿区西新宿7 -5-25	377,500	—	377,500	0.13
計	—	377,500	—	377,500	0.13

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が630株あります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	102	121	118
最低(円)	91	96	100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本監査法人から名称変更しています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金預金		18,523		28,602
受取手形・完成工事未収入金等	※3	142,767	※3	205,419
未成工事支出金等	※1	37,067	※1	27,182
その他		25,827		29,976
貸倒引当金		△5,611		△5,549
流動資産合計		218,574		285,631
固定資産				
有形固定資産	※2	23,856	※2	23,924
無形固定資産		1,808		1,864
投資その他の資産				
長期営業外未収入金		37,898		38,089
その他		39,541		40,604
貸倒引当金		△51,064		△52,220
投資その他の資産合計		26,375		26,472
固定資産合計		52,040		52,262
資産合計		270,614		337,893

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	168,150	211,110
短期借入金	8,857	26,166
未払法人税等	198	417
未成工事受入金	29,038	24,985
完成工事補償引当金	1,859	1,851
工事損失引当金	1,117	1,290
その他	16,345	23,416
流動負債合計	225,566	289,239
固定負債		
長期借入金	2,270	2,279
退職給付引当金	18,014	17,987
その他	5,069	5,116
固定負債合計	25,354	25,383
負債合計	250,920	314,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,859	16,859
資本剰余金	82	83
利益剰余金	482	3,979
自己株式	△240	△240
株主資本合計	17,183	20,680
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	814	585
土地再評価差額金	81	81
為替換算調整勘定	△466	△331
評価・換算差額等合計	428	335
少数株主持分	2,081	2,254
純資産合計	19,693	23,270
負債純資産合計	270,614	337,893

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	※1	77,404
売上原価		75,503
売上総利益		1,900
販売費及び一般管理費	※2	5,140
営業損失(△)		△3,239
営業外収益		
受取利息		68
受取配当金		54
その他		75
営業外収益合計		198
営業外費用		
支払利息		338
その他		238
営業外費用合計		576
経常損失(△)		△3,618
特別利益		
前期損益修正益	※3	99
固定資産売却益		6
その他		12
特別利益合計		119
特別損失		
固定資産処分損		19
貸倒引当金繰入額		159
その他		34
特別損失合計		213
税金等調整前四半期純損失(△)		△3,711
法人税等	※4	△92
少数株主損失(△)		△122
四半期純損失(△)		△3,497

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△3,711
減価償却費	305
貸倒引当金の増減額(△は減少)	75
退職給付引当金の増減額(△は減少)	32
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	9
工事損失引当金の増減額(△は減少)	△173
固定資産処分損益(△は益)	11
受取利息及び受取配当金	△122
支払利息	338
為替差損益(△は益)	△151
持分法による投資損益(△は益)	60
売上債権の増減額(△は増加)	62,518
未成工事支出金等の増減額(△は増加)	△9,915
その他の資産の増減額(△は増加)	4,435
仕入債務の増減額(△は減少)	△42,586
未成工事受入金の増減額(△は減少)	4,243
その他の負債の増減額(△は減少)	△7,092
その他	△11
小計	8,263
利息及び配当金の受取額	200
利息の支払額	△237
法人税等の支払額	△286
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額(△は増加)	978
有形固定資産の取得による支出	△134
有形固定資産の売却による収入	13
無形固定資産の取得による支出	△7
投資有価証券の取得による支出	△0
投資有価証券の売却による収入	17
貸付けによる支出	△684
貸付金の回収による収入	253
その他	139
投資活動によるキャッシュ・フロー	577
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△17,308
長期借入金の返済による支出	△9
自己株式の純増減額(△は増加)	△0
その他	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,334
現金及び現金同等物に係る換算差額	△67
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△8,884
現金及び現金同等物の期首残高	26,508
現金及び現金同等物の四半期末残高	17,623

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しています。 これにより、税金等調整前四半期純損失は、30百万円増加しています。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しています。 これによる影響はありません。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっています。 これによる損益に与える影響は、借主側、貸主側ともにありません。</p> <p>(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>(貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しています。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 貸倒見積高を算定する方法	一般債権の貸倒見積高の算定については、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒見積率を使用しています。
2 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算定については、当社及び連結子会社の一部においては実施棚卸を省略し、前連結会計年度末の実施棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっています。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっています。
3 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産の減価償却費については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の算定方法	当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積り実効税率を乗じて算定しています。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び国内連結子会社は、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税の改正を契機として、機械装置の耐用年数について見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より改正後の法人税法に基づく耐用年数を適用しています。 これによる損益に与える影響額は軽微です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※1	未成工事支出金等の内訳	※1	未成工事支出金等の内訳
	商品及び製品 561百万円		商品及び製品 666百万円
	材料貯蔵品 631		材料貯蔵品 857
	未成工事支出金 35,735		未成工事支出金 25,519
	販売用不動産 139		販売用不動産 139
	計 37,067		計 27,182
※2	有形固定資産減価償却累計額	※2	有形固定資産減価償却累計額
	24,532百万円		24,564百万円
※3	担保資産	※3	担保資産
	担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりです。		
	受取手形・完成工事未収入金等 2,095百万円		受取手形・完成工事未収入金等 21,045百万円
4	偶発債務(保証債務)	4	偶発債務(保証債務等)
	下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っています。		下記の会社等の銀行借入金等に対して保証等を行っています。
	吉井企画(株) 2,903百万円		吉井企画(株) 2,903百万円
	三井プレコン(株) 638		三井プレコン(株) 638
	その他(4社) 617		(株)モリモト 540
	計 4,158		(株)アーネストワン 329
			その他(4社) 707
			計 5,119
5	受取手形割引高 807百万円	5	受取手形割引高 816百万円
	受取手形裏書譲渡高 2,236		受取手形裏書譲渡高 2,170
	売上債権譲渡高 1,175		売上債権譲渡高 4,462

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
※1	当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡しが第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動があります。
※2	販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりです。
	従業員給料手当 2,330百万円
	退職給付費用 339
※3	前期損益修正益の内訳は次のとおりです。
	貸倒引当金戻入額 99百万円
	その他 0
	計 99
※4	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日)	
現金預金勘定	18,523百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△899
現金及び現金同等物	17,623

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	271,731,180
第一回優先株式	870,000
第二回A種優先株式	4,500,000
第三回C種優先株式	5,868,700
第三回D種優先株式	6,000,000
合計	288,969,880

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末(株)
普通株式	381,530
第一回優先株式	170,000
合計	551,530

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失の合計額に占める「建設事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しました。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しました。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高の合計額が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しました。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	△54.03円	△41.87円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	19,693	23,270
純資産の部の合計額から 控除する金額 (百万円)	34,353	34,611
(うち優先株式の払込金額) (百万円)	(32,271)	(32,356)
(うち少数株主持分) (百万円)	(2,081)	(2,254)
普通株式に係る四半期連結会 計期間末(連結会計年度末) の純資産額 (百万円)	△14,659	△11,340
1株当たり純資産額の算定に用 いられた四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の普通株式 の数 (千株)	271,349	270,865

2 1株当たり四半期純損失

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失	△12.90円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失 (百万円)	△3,497
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (百万円)	△3,497
普通株式の期中平均株式数 (千株)	271,142
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり四半期純利益の算定に含 めなかった潜在株式で、前連結会計年度 末から重要な変動があったものの概要	—————

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月11日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 和 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 芳 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井住友建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月11日
【会社名】	三井住友建設株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 久也
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
【縦覧に供する場所】	三井住友建設株式会社 東関東支店 (千葉県美浜区中瀬二丁目6番地) 三井住友建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区尾上町四丁目58番地) 三井住友建設株式会社 中部支店 (名古屋市中区栄四丁目3番26号) 三井住友建設株式会社 大阪支店 (大阪府中央区北浜四丁目7番28号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 五十嵐久也は、当社の第6期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。